

福祉医療費制度（マル福）について ～更新手続きが簡素化されます～

福祉医療費制度は、心身の健康保持と生活の安定を図るための医療費（調剤含む）助成制度です。受給者証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担分が無料となります。

受給できる要件	所得制限
●乳幼児および小中学生 0歳～15歳（中学校修了年度の3月31日まで）	なし
●ひとり親家庭 母子・父子家庭の児童、父母のいない児童 (18歳に達した最初の3月31日まで)	あり
●高齢身体障害者 65歳以上で身体障害者手帳4～6級所持者	あり
●重度心身障害（児）者 療育手帳Aもしくは、身体障害者手帳1～3級所持者	なし (社会保険本人の場合はあり)

住所等が変わったら

住所・氏名・健康保険等に変更があった場合は届け出てください。

●必要なもの…印鑑、健康保険変更の場合は保険証

更新について

福祉医療費受給者証は、毎年7月31日を使用期限として更新していますが、**今年度から手続きが簡素化され申請書の提出が不要となります。**受給者には7月中に8月1日からの受給者証を郵送します。また、所得制限により非該当となる方には、非該当通知を郵送します。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

平成27年度から介護保険料が変更となっています!!

介護保険料は、3年に1度見直しを行うことになっており、平成27年度から下表のとおり変更になりました。介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の方には、7月17日に今年度の介護保険料額決定通知書を発送する予定です。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

平成27年度から29年度までの第1号被保険者の保険料

所得段階	世帯住民税課税・非課税区分	対象者	年額保険料（円）
新第1段階	非課税	生活保護受給者または 本人の課税年金収入等が80万円以下	31,860
新第2段階	非課税	本人の課税年金収入等が 80万円超～120万円以下	53,100
新第3段階	非課税	本人の課税年金収入等が 課税年金収入が120万円超	53,100
新第4段階	課税	本人住民税非課税者 本人の課税年金収入等が80万円以下	63,720
新第5段階	課税	本人住民税非課税者 本人の課税年金収入が80万円超	70,800
新第6段階	課税	本人住民税課税者 本人所得が120万円未満	84,960
新第7段階	課税	本人住民税課税者 本人所得が120万円以上190万円未満	92,040
新第8段階	課税	本人住民税課税者 本人所得が190万円以上290万円未満	106,200
新第9段階	課税	本人住民税課税者 本人所得が290万円以上	120,360

国民年金のお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、**※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。**

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、八峰町役場の国民年金担当窓口へご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、八峰町役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口で備え付けてあります。

平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、八峰町役場の国民年金担当窓口へご相談ください。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608